

岐阜県木の国・山の国県産材利用促進条例 概要

目的（第1条）

県産材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、事業者及び県民の県産材の利用について理解を深め、もって「脱炭素社会の実現」、「循環型社会の形成」及び「地域経済の活性化」に寄与することを目的とする。

基本理念（第3条）

県産材の利用の促進は、次に掲げる事項を旨として行わなければならない。

- ① 将来にわたり継続的に県産材の利用が図られること。
- ② 森林を次世代へ継承するため、持続可能な森林の経営管理が図られること。
- ③ 県産材の経済的な価値の増加が図られること。

関係者の責務等（第4条～第8条）

- ① 県の責務：県産材利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進、関係者との連携、市町村への協力
- ② 森林所有者の役割：その所有する森林の適正な整備及び保全
- ③ 事業者の役割：他の事業者との連携による県産材の利用及び県が実施する施策への協力 等
- ④ 県民の役割：県産材の利用についての理解及び日常生活における県産材の積極的な利用

基本的施策

県産材利用推進計画（第9条）

県産材利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、推進計画を定める。

- 推進計画に定める事項
 - ・ 県産材の利用の促進に必要な施策に関する基本的事項
 - ・ 県産材の利用の促進に関する目標 等

県産材の利用を促進に関する施策（第10条～第24条）

- ① 建築物等における県産材の利用の促進
 - ・ 建築物等の木造化及び木質化に対する支援等
 - ・ 備品、家具等の購入に対する支援等
- ② 県の建築物等における県産材の利用
 - ・ 建築物等の建築又は設置に当たっては、推進計画で定めるところにより木造化及び木質化を実施 等
- ③ 相談体制の整備
- ④ 県産材利用促進協定
 - ・ 事業者の県産材利用の促進に関する構想と県による構想の達成に資する支援等を定めた協定の締結
- ⑤ 県産材の安定的かつ持続的な供給の確保
 - ・ 加工及び流通に係る施設の整備
 - ・ 需給に関する情報の共有の円滑化 等
- ⑥ 法令に適合して伐採された樹木を材料とする県産材の流通及び利用の促進
- ⑦ 県産材等の販路の拡大
 - ・ 事業者が行う販売及び輸出に対する支援
- ⑧ 木質バイオマスの利用の促進
 - ・ 木質バイオマスの多段階の利用の促進
 - ・ 新分野における利用の促進
- ⑨ 研究開発及び普及
- ⑩ 人材の育成及び確保
 - ・ 林業・木材産業を担う人材の育成及び確保
 - ・ 建築物等の建築又は設置に必要な知識又は技術を有する設計者等の育成及び確保
- ⑪ 炭素貯蔵量の認定
 - ・ 建築物等及び木製品に利用された県産材の炭素貯蔵量の認定及び公表
- ⑫ 普及啓発
 - ・ 「ぎふ木育」の推進等による普及啓発
- ⑬ 表彰
 - ・ 県産材の利用に関する顕著な功績等に対する表彰
- ⑭ 財政上の措置
- ⑮ 実施状況の公表